



大阪湾広域臨海環境整備センター

令和5年度 環境保全市民活動等助成 募集のお知らせ

- 循環型社会の形成推進・3R推進のための市民活動
- 水域環境の保全・創造への取り組み
- これらに関する調査研究・環境教育・啓発活動

これらを行っている団体の活動経費を、大阪湾広域臨海環境整備センターが一部助成し、みなさんの活動を応援します！

●募集期間：令和5年5月8日（月）から同年6月9日（金）まで

1 趣旨

大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾センター」という。）は、大阪湾圏域169市町村から発生する廃棄物の適正処理を通じて、生活環境の保全に努めていますが、地域の環境保全をより一層推進していくためには、市民の方々による様々な地域活動との連携が大切であると考えています。

そのため、大阪湾センターでは、地域の環境保全・創造に関する活動を行っているグループや団体（以下「団体等」という。）に対し、活動に要する費用の一部を助成します。

2 助成の対象となる団体等

次の条件を全て満たす団体等とします。

- ① 大阪湾センターの広域処理対象区域内に本拠を有すること。
- ② 営利を目的としない法人（NPO法人等）又は団体であること。
- ③ 学校教育法に定める学校（専修学校、各種学校を含む。）でないこと。
- ④ 政治的活動又は宗教活動を目的としない団体であること。
- ⑤ 年間を通じて活動する団体であること。

3 助成の対象となる活動

次の条件をすべて満たす活動とします。

- ① 大阪湾センターの広域処理対象区域内において行う活動であり、自治体（府県又は市町村）からの推薦があること。
- ② 令和5年度中に行う活動であること。
- ③ 循環型社会形成推進、3R推進、水域環境の保全創造に関する活動及びこれに関する調査研究、環境教育、啓発活動であること。

4 助成の対象となる経費

消耗品の購入、印刷費用や講師の謝礼など、活動に必要な経費を対象としますが、飲食費や事務所の備品購入等の経費は認められません。

助成金の額は、活動に要する費用の1／2以下とし、10万円を上限に大阪湾センターの予算の範囲内で決定します。

5 助成金の交付申請手続き

助成を希望される団体は、大阪湾センターに申請関係書類をご請求いただきか、ホームページからダウンロードし、関係自治体(府県又は市町村)担当課の推薦を受け、「環境保全市民活動等助成金交付申請書」(様式1)に必要書類を添付して、令和5年5月8日から同年6月9日(必着のこと)までに大阪湾センターに提出してください。

応募された申請書は、大阪湾センターの審査委員会において内容の審査を行い、助成の有無、助成金額等の結果を通知します。

6 活動報告書及び請求書の提出

助成金の交付決定を受けた団体等は、令和5年9月25日(月)(第1次締切日)又は令和6年2月26日(月)(第2次締切日)(必着のこと)までに「環境保全市民活動等実績報告書」(様式3)及び「環境保全市民活動等に係る助成金支払請求書」(様式4)に必要書類を添付し、大阪湾センターに提出してください。

大阪湾センターは、報告書を審査し、内容が適切と認めたときには、請求書により助成金をお支払いします。

なお、本助成で請求する助成対象経費は、大阪湾センター以外からの助成を一切受けないものとし、申請者はその旨、誓約書(様式5)で誓約するものとします。

7 助成の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し又はすでに交付した助成金の返還を求めることがあります。

- ① 助成金の請求に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- ② 助成活動に未着手又は中止のとき。
- ③ 大阪湾センターの環境保全市民活動等助成金交付要綱の規定に違反したとき。
- ④ その他、大阪湾センターが助成金を交付するに適さないと認めたとき。

一申込み・お問い合わせ

〒530-0005 大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル9階
大阪湾広域臨海環境整備センター(担当:環境課 坂本)
TEL: 06(6204)1725
FAX: 06(6204)1728
<http://www.osakawan-center.or.jp>

<参考>

こんな活動の経費が助成対象となります。

- ・ 地域での容器包装廃棄物の現状調査とその報告会
- ・ リサイクル教室の開催
- ・ 子どもに参加を呼びかける水生生物観察と水辺保全活動 など
(ただし、地域の清掃奉仕活動、学校のクラブ活動での生物調査などは対象外です)